

茨城工業高等専門学校防火管理規則

〔 昭和 50 年 4 月 1 日 〕
制 定

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防火管理の徹底を図り、火災の根絶及び火災による人的・物的災害の軽減を期することを目的とする。

(諸規程と法令との関係)

第2条 防火管理について必要な事項は、他の法令の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(機関)

第3条 第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる機関を置く。

- (1) リスク管理室
- (2) 防火管理者
- (3) 防火担当責任者
- (4) 火気取締責任者
- (5) 設備点検検査員
- (6) 危険物保安監督者

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）第 3 条各号に定める有資格者のうちから、校長がこれを命ずるものとする。

- 2 防火管理者は、校長を補佐し、防火管理上の責に任ずるとともに法に定める諸施策の実施にあたるものとする。
- 3 防火管理者は、防火管理に関する業務一切を統轄する。
- 4 防火管理者は、火災発生時における通報、避難、消火活動等について、職員、学生等に対し、予め訓練計画をたて次の基準によって実施するものとする。

基本訓練（通報、避難、消火） 年各 2 回以上

総合訓練 年 1 回以上

- 5 防火管理者は、常に気象状況に注意するとともに、天災地変等火災発生の危険性を認めるときは、その旨を指示して、火気使用の制限、警戒態勢の確立又は部内者の避難等適切な措置を講ずるものとする。
- 6 防火管理者は、防火設備点検検査の結果について、毎年度分をとりまとめ、翌年度の 4 月 30 日までに校長に報告するものとする。

(防火担当責任者)

第5条 防火担当責任者は、校長が担当区域を定めてこれを命ずるものとする。

- 2 防火担当責任者は、校長の指示に従い、その担当区域において、火気取締責任者を監督し、火気の安全確保に努めるものとする。

(火気取締責任者)

第6条 火気取締責任者は、校長が各建物、室又は工作物（以下「建物等」という。）ごとに正副の別を明らかにして、これを命ずるものとする。

- 2 火気取締責任者は、所管する建物等の火気取締りの任にあたるものとする。
- 3 火気取締責任者は、退庁時においては特に残り火の始末、電源スイッチ、ガスコックの遮断等その安全を確認しなければならない。ただし、関係する部内者に退庁時刻後の火気使用を承認したときは、その使用者に必要な措置を指示するものとする。
- 4 各建物等に火気取締責任者の氏名を標示しておかなければならない。

(設備点検検査員)

第7条 設備点検検査員は、若干名とし、校長がこれを命ずるものとする。

- 2 設備点検検査員は、防火管理者の指揮をうけ、別表第 1 の基準に従い点検検査を行うものとする。

(危険物保安監督者)

第8条 危険物保安監督者は、法第 13 条第 1 項に定める有資格者のうちから、校長がこれを命ずるものとする。

(防火管理機関体系及び区域)

第9条 校長及び第3条第1号から第6号に掲げる機関の配置並びに管理若しくは所管区域は、別表第2の基準によるものとする。

(火災予防)

第10条 職員は、火災予防について次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定の場所以外で採暖し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 発火性又は引火性薬品等の実験室内への持込みは、教育研究に必要な最小限度にとどめること。
- (3) 電熱器、ガスコンロ、ストーブ等は、不燃性の台又は容器の上に置き、可燃物から火災予防上安全な距離に置いて使用すること。
- (4) 電熱器、ガスコンロ、ストーブ等を使用するときは、過燃発火しないように十分注意し、使用後はスイッチ、ガスコックの遮断を行い、及びストーブ、風呂釜等の火気使用後は残り火を消し、火気の有無を確実に調べること。
- (5) 火気使用中は、その建物又は室の入口等に「火気使用中」の標示を、火気使用後の後始末をしたときは、「火気処理済」の標示をすること。
- (6) 法に定める危険物を貯蔵するときは、その建物又は室の入口等に「危険物貯蔵」の標示をすること。
- (7) 電熱器、ガスコンロ、ストーブ等の火気使用器具に故障を生じ、又は不良個所を発見したときは、使用を停止し、直ちに火気取締責任者に届出ること。
- (8) 煙草の吸殻、マッチの燃えさし等は吸殻入以外には捨てないこと。
- (9) 職員にあつては勤務時間外（国民の祝日及び年末年始の休曜日を含む。）、学生にあつては放課後に火気を使用するときは、あらかじめその旨を火気取締責任者に届け出て、退出の際は必ず使用後の処置を行い、守衛又は宿日直者に連絡すること。
- (10) 指定の場所以外で火気を使用するときは、必ず事前に火気取締責任者を経て、防火管理者の承認を求めること。

(消防用設備等)

第11条 本校の消防用設備等は、政令第7条に規定する消防用設備等に準ずるものとする。

- 2 防火管理者は、所管の消防用設備等を常に良好な状態に維持し、その所在及び員数は、常に所定の位置に標示して置くものとする。

(自衛消防隊)

第12条 構内の火災その他災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊は、別表第3のとおり編成するものとする。

(消防計画)

第13条 事務部長は、防火管理者に命じて毎年4月1日現在における消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第3条各号に掲げる事項を記載した消防計画を作成させ、当該年度の4月30日までに校長に提出するものとする。

- 2 校長は、前項の消防計画について、必要な調整をすることができるものとする。

(所轄消防長への届出)

第14条 所轄消防長に対する次の各号に掲げる事項の届出は、校長が行うものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定に基づく防火管理者の選任及び解任
- (2) 省令第33条第3項の規定に基づく検査票及び維持台帳
- (3) 法第13条第2項の規定に基づく危険物保安監督者の選任及び解任

(非常持出)

第15条 各科（課）長は、その所管する重要物件を随時搬出できるよう格納し、「非常持出」と標示しておくものとする。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

設備点検検査標準

検査種目	検査内容	検査周期
建物等の検査	建物内外の防火区画の位置、構造、防火シャッター、防火壁排煙口、戸締り等の検査	3か月に1回以上
火気使用施設の検査	炊事器具、採暖用器具、燃料置場、喫煙所等の火気使用箇所の検査	毎月1回以上
電気設備の検査	電気配線、電気機器等の検査	毎年1回以上
危険物、特殊可燃物の検査	実験室、薬品庫等における危険物、特殊可燃物の検査	毎年1回以上
消防設備の検査	消防ポンプ、消火器、防火バケツ、貯水池等の機能検査及び障害物除去	毎年1回以上
避難設備の検査	避難梯子、ロープ等の機能検査及び障害物除去	毎年1回以上

(注) 1 設備点検検査員が点検の結果、異状を認めるときは、直ちにその旨防火管理者に報告するものとする。

2 電気設備及び危険物、特殊可燃物の検査を行うときは、できる限り電気主任技術者及び危険物取扱主任者又は危険物保安監督者と連携をとるものとする。

防火管理機関及び区域

		防火担当責任者 (供用責任者)	火気取締責任者 (補助供用責任者)	対象区域	
校 長	事務部長 (不動産管理役)	防火管理者	総務課長	所属の職員	総務課事務室及びその他の所属施設
			学生課長	〃	学生課事務室、図書館、教室、学生寮事務室、合宿施設及びその他の所属施設
			機械・制御系長	所属の教職員	機械・制御系教員室、実験室及びその他の所属施設
			電気・電子系長	〃	電気・電子系教員室、実験室及びその他の所属施設
			情報系長	〃	情報系教員室、実験室及びその他の所属施設
			化学・生物・環境系長	〃	化学・生物・環境系教員室、実験室及びその他の所属施設
			一般教養部長	〃	一般教養部教員室及びその他の所属施設
			専攻科長	〃	専攻科棟1階、2階実験室及びその他の所属施設
			地域共同テクノセンター長	〃	専攻科棟3階実験室及びその他の所属施設
			学術総合情報センター長	〃	電子計算機室、教員室プログラミング室及びその他の所属施設、図書館棟2階閲覧室
			技術教育支援センター長	〃	実習工場演習室及びその他の所属施設
			学生健康センター長	〃	保健室、集団面談室、個人面談室及びその他の所属施設
			体育主任	〃	第1体育館、第2体育館、武道館、プール及びその他の所属施設
副校長(寮務主事)	〃	学生寮全域			
	リスク管理室				

別表第3

自衛消防隊組織

